

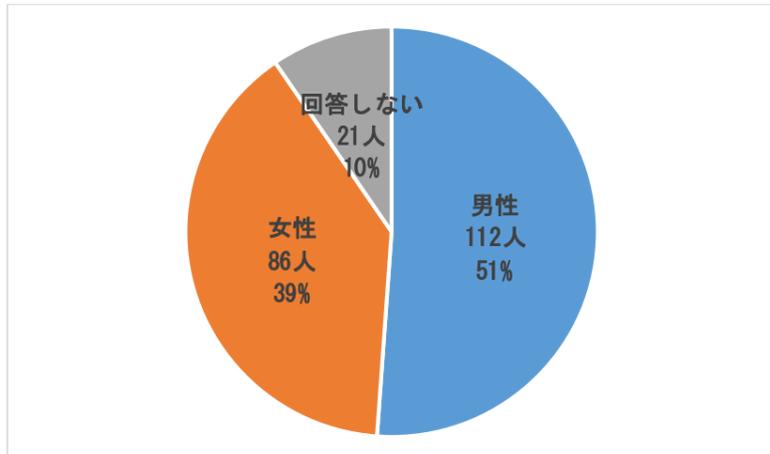
令和6年度鴨川市議会ハラスメントに係るアンケート調査結果について

鴨川市議会では、令和6年3月に「鴨川市議会ハラスメント防止条例」を策定し、市議会としてハラスメントの根絶と未然防止に努めることとしておりますが、今般、その取り組みの一環として、本市の状況を把握し、今後の議会運営等に役立てるため、市の全職員を対象として、ハラスメントに係るアンケートを実施いたしました。

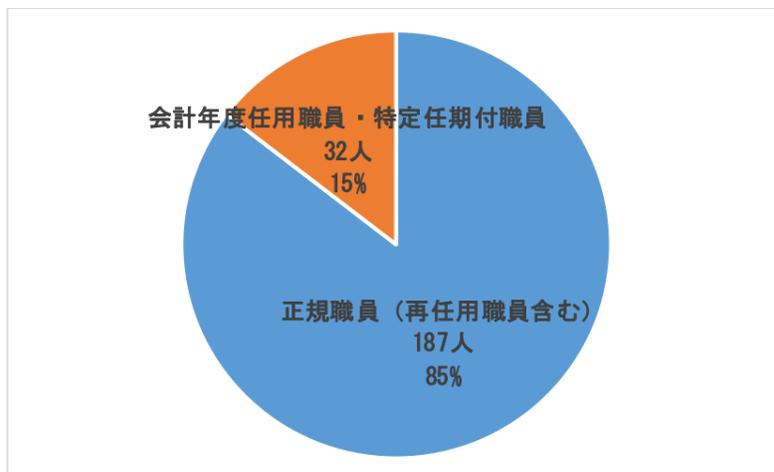
令和6年8月19日（月）～9月6日（金）を回答期間とし、Logoフォームによる完全匿名での回答・集計といたしました。
回答者数は、219人で、回答率は、正規職員39.6%（187人/472人）、会計年度任用職員等9.8%（32人/326人）となりました。
質問に対する回答は、以下のとおりです。

【問1. 属性について選択してください】

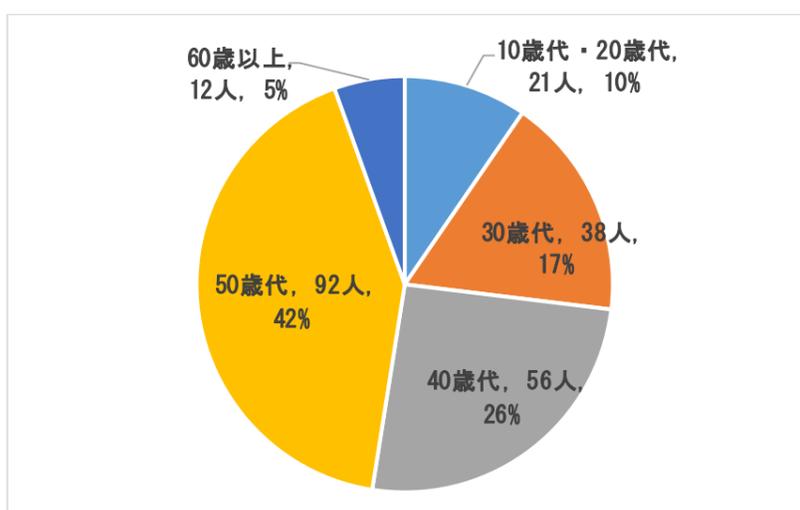
① あなたの性別は



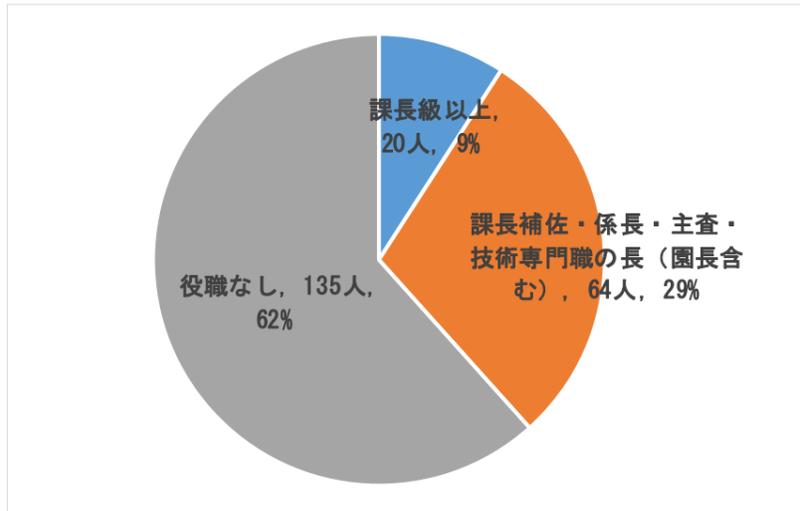
② あなたの雇用形態は



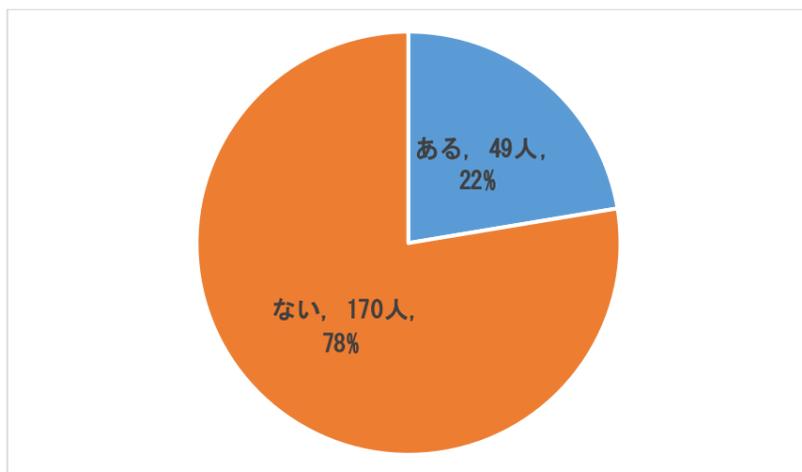
③ あなたの年齢層は



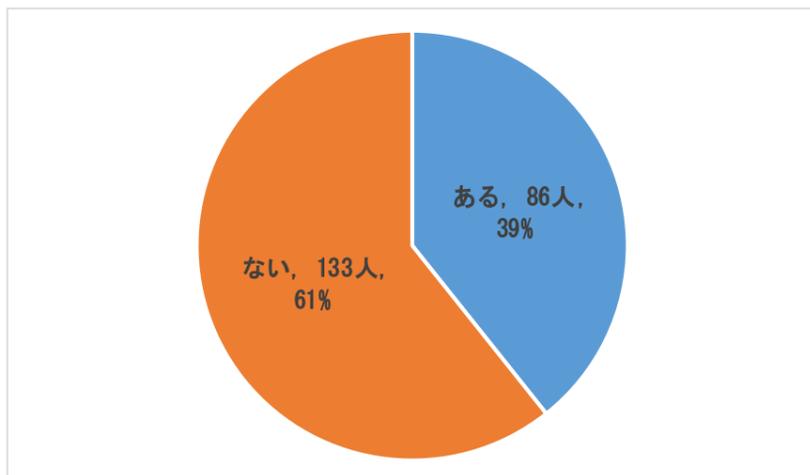
④ あなたの役職は



【問2. あなたは、市議会議員からハラスメントを受けたことがありますか】



【問3. あなたは、市職員が市議会議員からハラスメントを受けている場面を見たことがありますか】



【問4. ハラスメント行為があったのはいつですか【複数回答可】】



■回答その他に対するコメント

【期間についての記載】

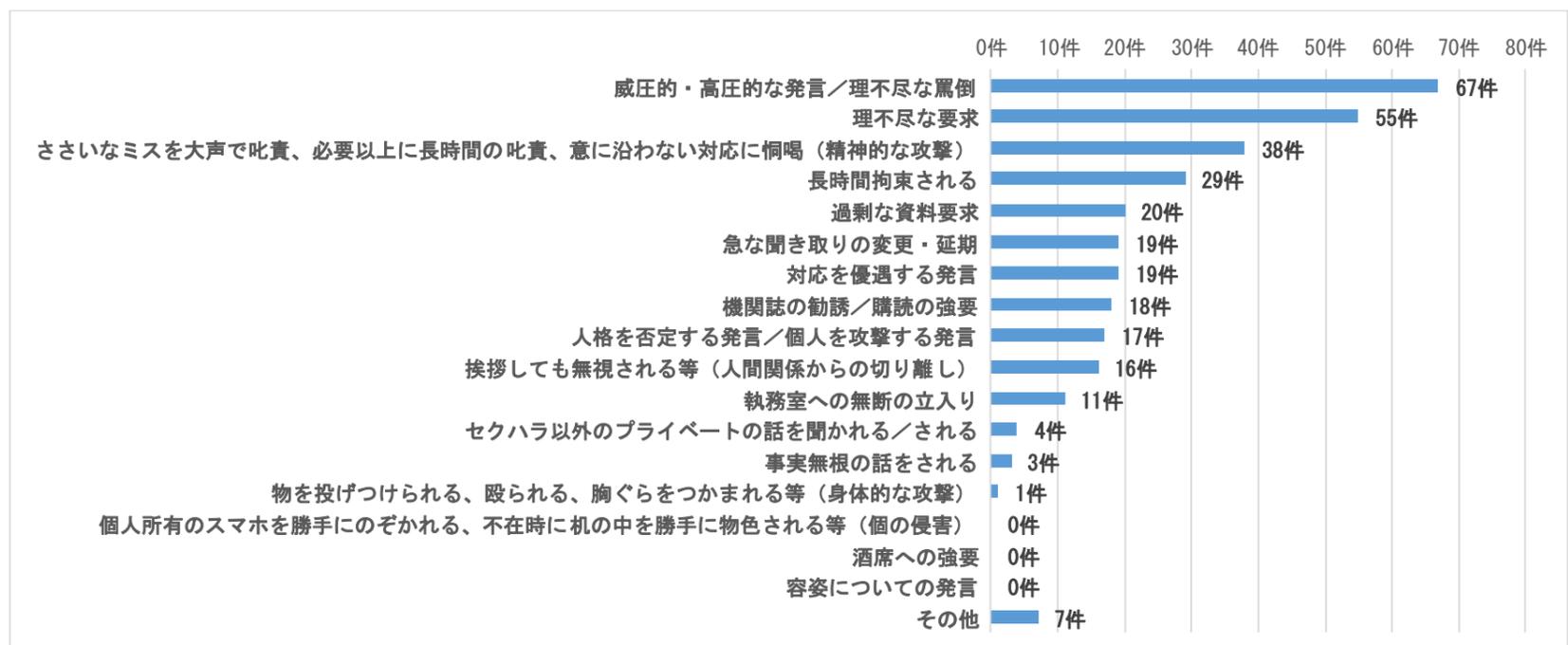
- ・平成22年度
- ・平成30年度～令和3年度
- ・平成30年6月から

- ・令和元年前後
- ・令和元年頃
- ・大凡令和元年4月～令和4年3月の間
- ・令和2年頃
- ・令和3年度と、それ以前
- ・令和3年4月から令和6年3月の間
- ・令和4年度以前 4件
- ・令和4年4月19日
- ・令和4年5月以前 3件
- ・令和4年6月より以前。前回の市議会選以後から見受けられる。
- ・令和4年6月以前、意に沿わない対応に恫喝する。
- ・昨年度
- ・直近の市議会議員選挙以前
- ・数年前
- ・期間関係無く、昔から。
- ・以前も現在も。
- ・常にだと思う。
- ・過去ずっと。
- ・過去から続く。
- ・それ以前もよくあった。
- ・平成の時代から。
- ・就職して以降、日常的に経験したり目撃したりしている。
- ・議員が無理難題を職員に押しつけるのは日常茶飯事である。
- ・議会前・最中
- ・時期ははっきり覚えていない。
- ・上記以外の過去において、Q5でチェックしたような場面を見た。時期については覚えていない。

【期日以外のコメント】

- ・自分の懇意にしている団体に施設を優先的に利用させろ、意に沿わなければ、トコトンやってやると言われた強要行為。議員の意に沿わない事業に取り組んでいることについて議会外で何度も説明を求められる。
- ・自分の不勉強を棚に上げて恫喝するかのような詰め寄りを何度も目撃してます。
- ・無理な要求。目の前で不快な音を出す。
- ・●●●●議長

【問5. どのようなハラスメント行為がありましたか【複数回答可】】

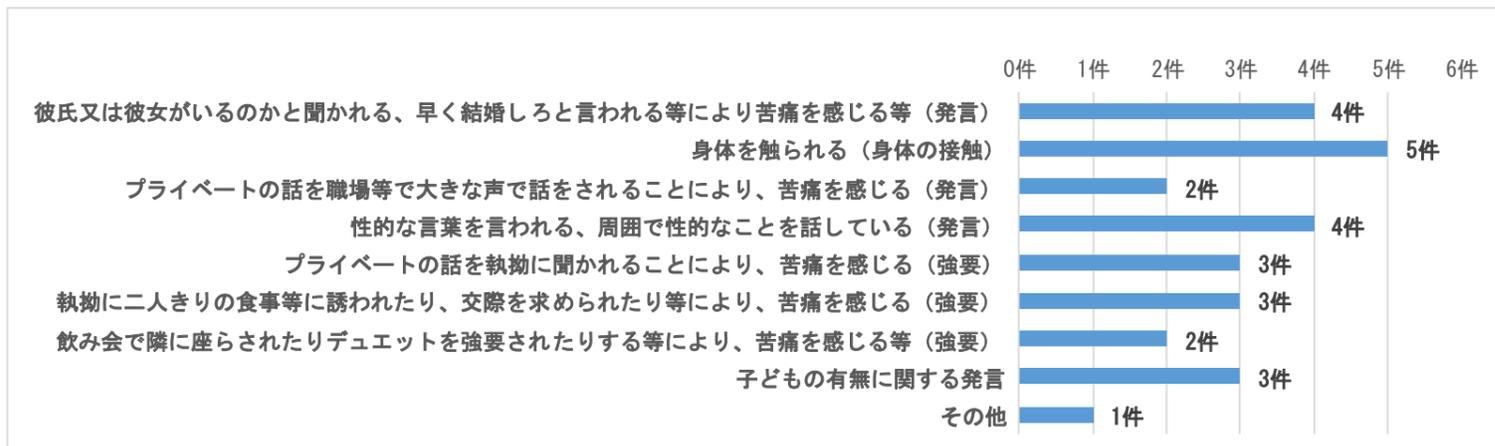


■回答その他に対するコメント

- ・質疑をするとの連絡が遅く、時間外や休日出勤を余儀なくされた。また、時間外のため、他機関への調査ができなかった。
- ・事前の約束のない突然の施設への訪問、見学。
- ・問い合わせに対する回答が意に沿わない様子で、こちらの発言を否定され続け、何度説明しても納得してもらえず、不機嫌になり、脅すように「議会で質問してやる」と言われた。

- ・土日祝の閉庁日に電話をし、職員を呼び出す及び対応させる。(緊急性の低いものがほとんど)。平日、時間外の電話もあり。
- ・一般質問の打合せ時大声で自分の意に即した回答を要求をする。守秘義務のあることについて回答の要求をする。打合せが23時に始まる。質問締切り間際の提出、夜間におよぶ打合せ、答弁の直前に質問を変更をする。職員も市民であり社会生活を送っている。締切直前の質問や夜間の打合せ等により回答が遅れ、休日出勤を余儀なくされ地域の活動や家庭の用事に支障をきたしている。市で回答できない県や国が行うべき事業について質問され、それを説明しても回答を求められる。
- ・夜間対応。
- ・●●議員の一般質問は意味が不明で、長時間拘束され、立派なハラスメントと思われる。

【セクシュアル・ハラスメント】



【妊娠、出産又は育児に関するハラスメント】

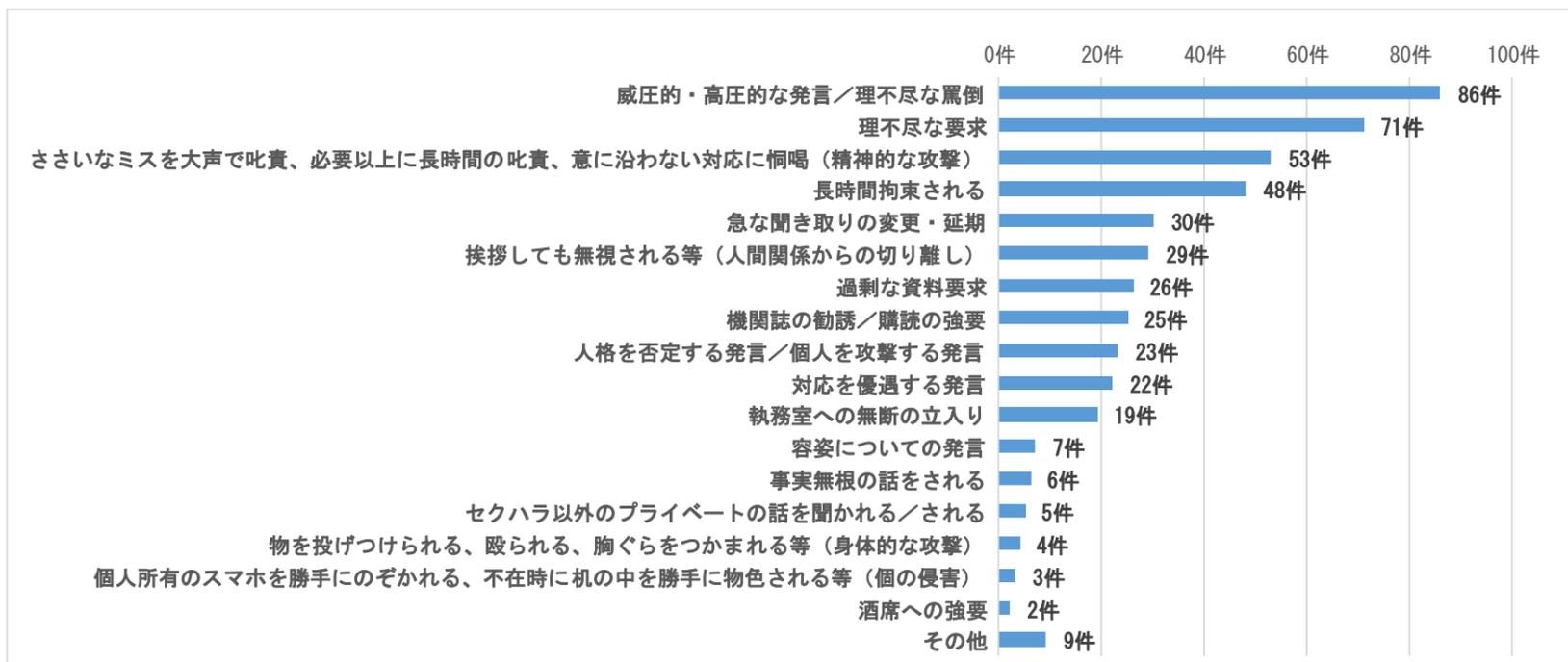
妊娠中や産 (育) 休明けに心ない言葉を言われる 0件

【介護に関するハラスメント】

介護・看護期間や休暇明けに心ない言葉を言われる 0件

【問6. ハラスメントの認識ではなく、「不快に感じたもの」としてはどのようなものがありましたか。【複数回答可】】

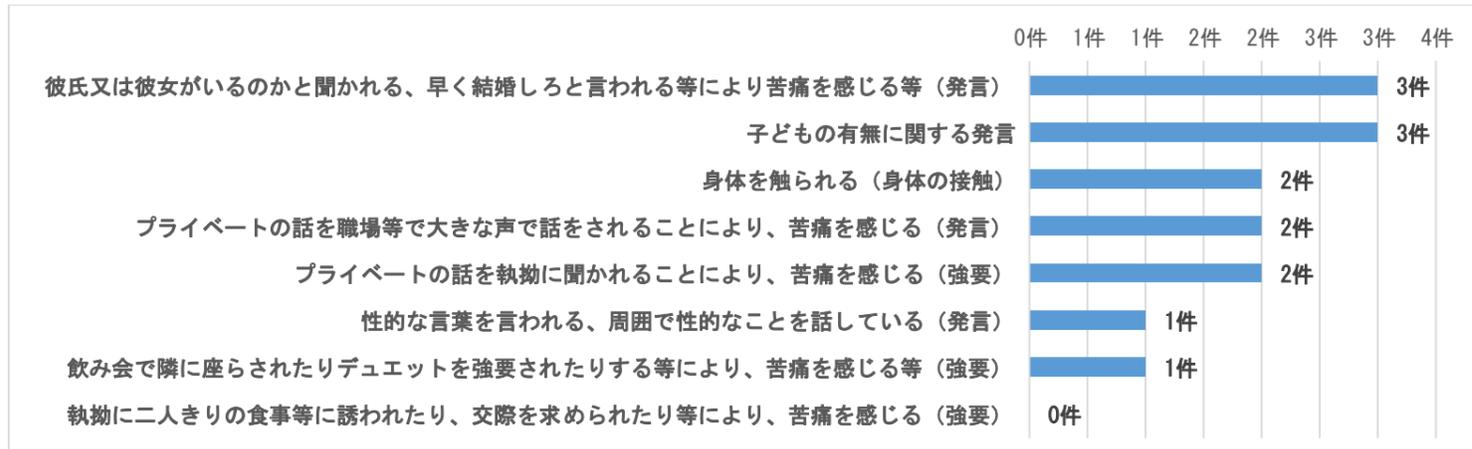
【パワー・ハラスメント】



■回答その他に対するコメント

- ・平日の時間外に職場へ電話、日曜午後10時以降の携帯電話(個人)への電話 (後者は元上司の経験)。いずれも緊急性はない内容。
- ・閉庁日に来て、居合わせた職員に私的な用事を頼んでいた。
- ・時間外 (土日祝日含む) での個人の携帯への電話。急な案件でもないのに時間外 (土日祝日含む) に市役所へ電話をかけてきて担当課の職員が来ていることを前提に電話をかけてくる。
- ・昼休みや休暇時に上司が長時間拘束されて威圧されているのを見てとても不快・不安に感じた。
- ・市が答える必要の無い案件や議員先生が思い違いをしている案件であっても「議員先生からの一般質問」なので、業務の最優先として対応しなければならないことは苦痛でした。
- ・議員からの案件なので優先するように上司から指示されたことはある。
- ・市職員は自分の手足のように使うのが当たり前であるかのような傲慢な態度で市職員を見ている。

【セクシュアル・ハラスメント】



■回答その他に対するコメント

- ・今の時代、住所や家庭環境、子供の有無など尋ねられ、それに関する感想ももらったが、ハラスメントに当たるようなことを悪気なく次から次へと質問してしてくることに、議員の意識の低さを感じて恐ろしく感じた。

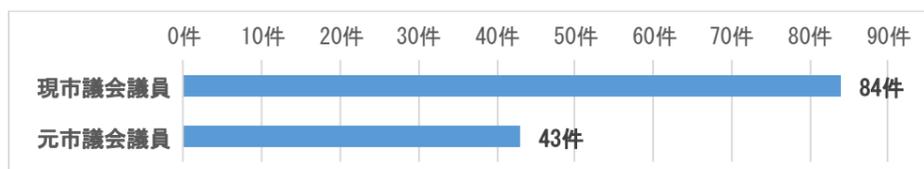
【妊娠、出産又は育児に関するハラスメント】



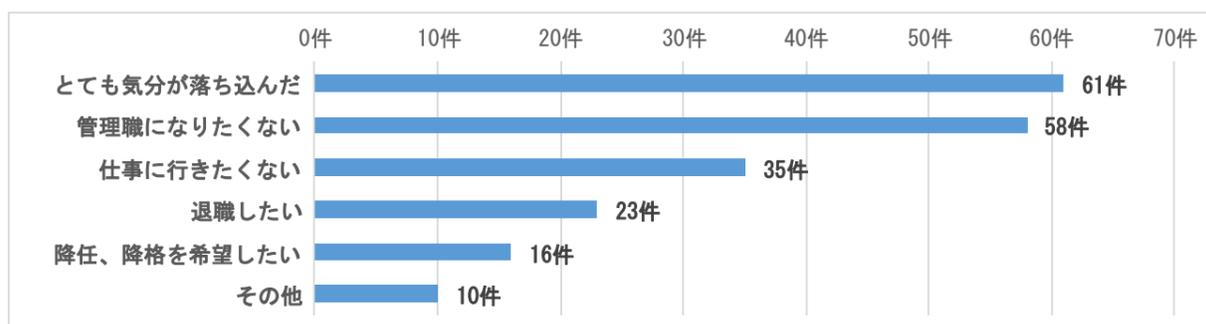
【介護に関するハラスメント】



問7. ハラスメントは誰からありましたか。【複数回答可】



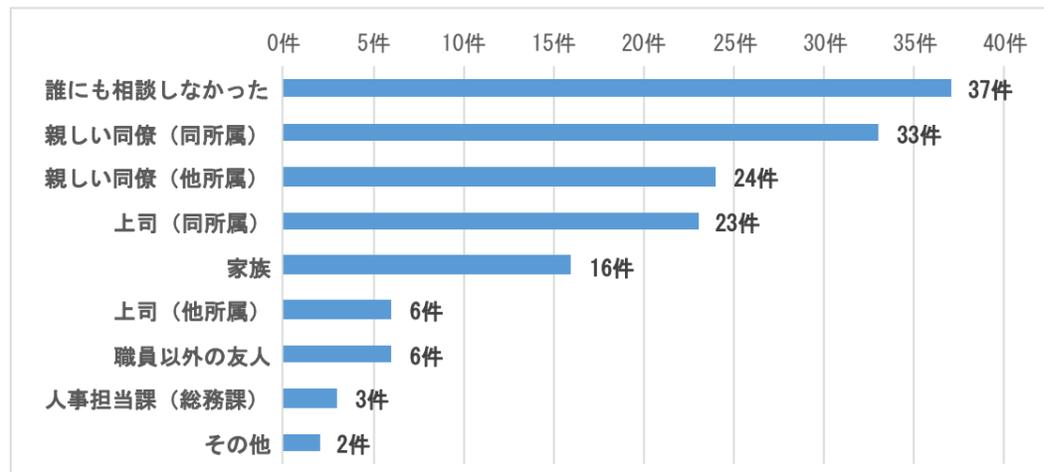
問8. ハラスメントを受けた、ハラスメントを見たことでどのように感じましたか。【複数回答可】



■回答その他に対するコメント

- ・気分が悪い。
- ・怒り。
- ・大変不愉快で議員への怒りを感じた。
- ・その議員と関わりたくない。でも、職務では関わらざるを得ないので、それがストレスと感じた。
- ・不快。
- ・議会開会中の一般質問の・再質問の打合せ終了後に、ある議員から土曜の夜に職場パソコンへ再質問内容を変えた。再度、再質問答弁の準備をお願いしたいとのメールあり。都合により、日曜日の朝、職場に行ったら偶然のメールに気付き、急遽予定を変更した。家族も大変遺憾に思ったが、議会対応を最優先するため、全ての予定をキャンセルした。
- ・議員先生が死ぬのを待つしかないと言いました。
- ・元市職員であれば市職員としての道理や苦勞を理解しているはずであるのに、選挙で選ばれた瞬間に忘れてしまうんだなあという可哀想な気持ちになった。
- ・とても不安になった。

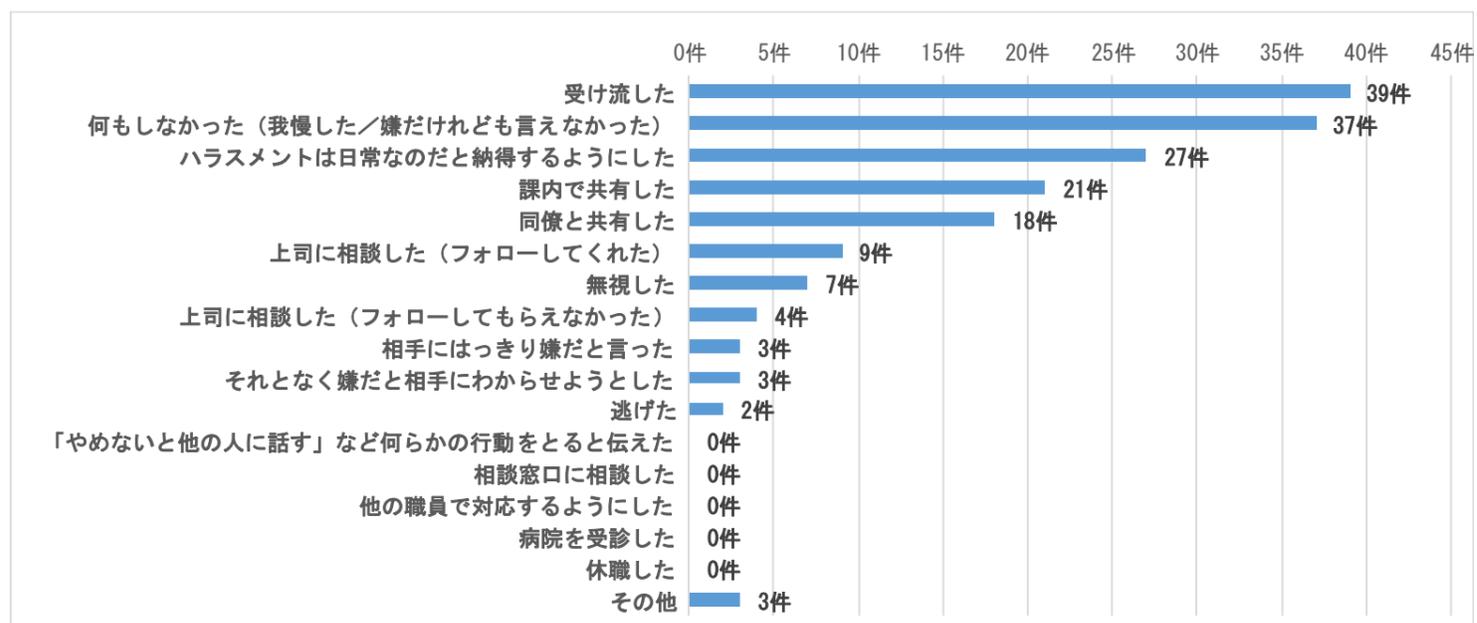
問9. ハラスメントがあった際、誰かに相談しましたか。【複数回答可】



■回答その他に対するコメント

- ・他市の同等職の親しい友人に相談した。非常に、驚いていた。他市ではそのようなことは、ないとの回答であった。
- ・現場に課長もいたが、特に明確な対応策をとってはくれなかった。

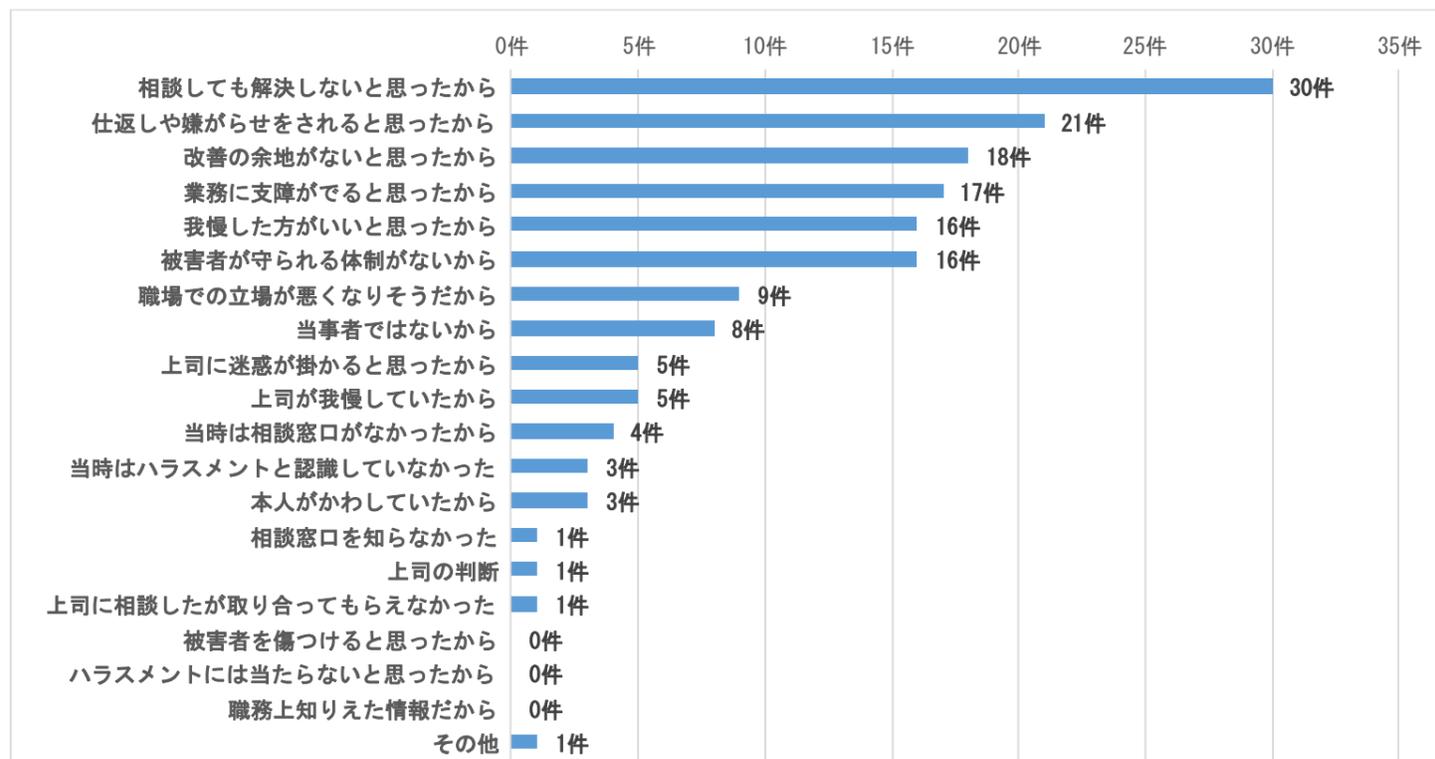
問10. ハラスメントがあった際、どのような対応をしましたか。【複数回答可】



■回答その他に対するコメント

- ・何もしなかった場合と、相談した場合があります。
- ・相談しても解決できる人が思いつかない。周りの人間で共有するのが関の山です。議員は市職員に何を言ってもいいと思っているのではないかと。
- ・同じ場にいた人が注意してくれた。

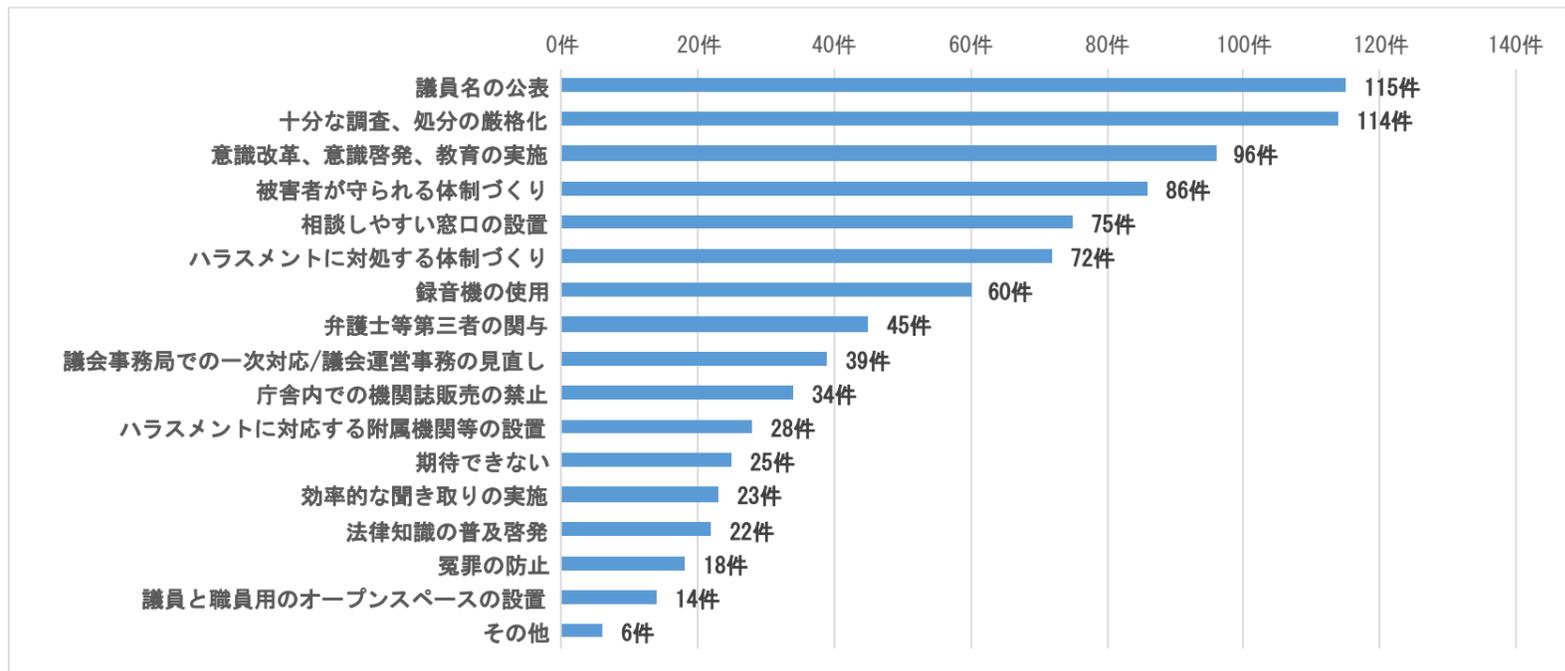
問11. ハラスメントがあった際、何もしなかったのはなぜですか。【複数回答可】



■回答その他に対するコメント

- ・言ったところで態度を改めるような人物ではないと思った。そもそも言葉が通じる相手ではない。

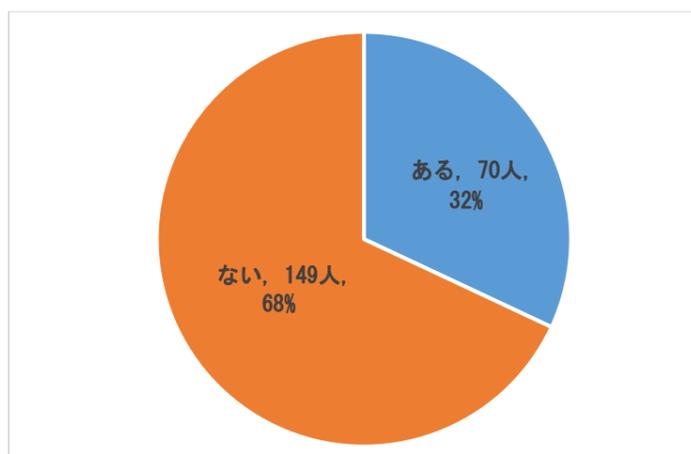
問12. ハラスメント防止のために望むことはなんですか。



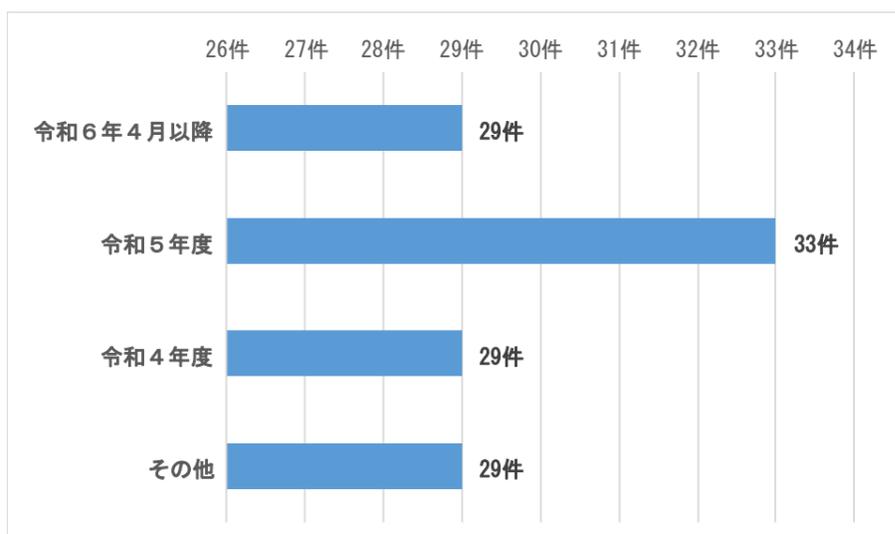
■回答その他に対するコメント

- ・殴ってよい者は、殴られる覚悟のある者だけだ。職員による報復を容認すること。
- ・結局都合の悪いことは執行部で揉み消すだろうと思うので期待してません。
- ・行っている議員は自覚がないのか、自覚があってもいままで大丈夫だったからと行っているのか。職員が相談するのはハードルが非常に高い。
- ・議案質疑等について、切を守らない方の影響を受けて職員は残業を強いられているし、土日の打合せは職員から貴重な家族との時間を奪っています。ルール及び運用の厳格化をお願いします。
- ・当事者の自覚がない限り改善はできない。
- ・市執行部が断固たる決意を持って、議員だけでなく職員の意識改革に向けて行動してもらいたい。

問13. 市執行部を含む職員間でハラスメントを受けたり、ハラスメントを受けている場面を見かけたりしたことがありますか。



問14. 職員間のハラスメント行為があったのはいつですか【複数回答可】



■回答その他に対するコメント

【期間についての記載】

- ・平成24年。
- ・平成25, 26年度。
- ・令和以前。
- ・令和2年。
- ・令和3年度以前。 5件
- ・令和3年度以前、私に仕事上のミスはないが、管理職である者からその者の勘違いや、意図的に年中怒鳴られ精神疾患となった。ハラスメントを超える行為である。こうしたケースは明らかに懲戒の対象と考えられるが、懲戒されていない。
- ・令和3年度、平成23年度以前。
- ・令和3年度 ある業務の件で、上司たちから仲間・保護意識のない対応をされ、悪者扱いされました。
- ・令和4年以前から。 2件
- ・令和4年度以前、意に沿わない対応に物を投げ恫喝する。
- ・以前も現在も。
- ・それ以前からある。
- ・平成の時代から。
- ・常にだと思う。
- ・30年位前。
- ・わからない。

【期日以外のコメント】

- ・休暇の申し出を拒否された。(上司は休暇を多く取得していた。)
- ・経験、能力に見合わない仕事を押し付けられて精神的苦痛を受けた。
- ・大きな声による叱責。
- ・内容は業務上の指導の範囲を逸脱していないのかもしれないが、他の職員もいるオープンスペースで、感情的に大声で叱責されて、精神的苦痛を受けた。容姿に関して侮蔑的な言葉を浴びせられたことがある。価値観の強要。飲酒、宴会芸の強要等。
- ・上司が部下に対して、些細なことで怒鳴る。体を触ったり、性行為を強要。有給を取らせない。
- ・とある退職された方々が係長だった頃から。現職の幹部。私の仕事ではないのに「一番長く仕事をしているから。」と、当時、別の係が行っていた事業を私1人に押し付けてきた。「断りたい。」とずっと言ってきたが無視。できないと怒られるうえ、千葉県からの検査にも合格にならず、現状、法律違反状態になっている。「クビなるぞ？」と。とある所属長の時代から、ゴミ袋、洗剤の購入は私個人が購入しなければならなくなった。年間いくらかかるか知っていますか？お茶代をくれない。
- ・毎年のように職員が精神を病み、退職まで追い込まれているように感じます。
- ・決済で必要以上の叱責。
- ・数回見たことがある。

問15. 職場において市民等（業務に関係する団体の役員等を含む）からのハラスメントを受けたり、ハラスメントを受けている場面を見かけたりしたことがありますか。

